平成２７年（フ）第２２１号
愛知県一宮市奥町字堤下一90番地３
債務者　森島　克哉
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２７年（フ）第２３８号
愛知県岩倉市八剱町五林５番地６
債務者　古川　美和
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２７年（フ）第１５９号
香川県高松市多肥下町1570番地４　エステート久保301
債務者　冨永　貴子（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２７年（フ）第１７４号
香川県木田郡三木町大字田中2333番地　コンフォート恵Ａ一101
債務者　長山　智紀
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２７年（フ）第５５号
松江市上乃木８丁目４番31号　ロイヤルヴィラ206号
債務者　長谷川茂久
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
松江地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第５６号
松江市上乃木８丁目４番31号　ロイヤルヴィラ206号
債務者　長谷川佑季（旧姓曽田）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
松江地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第２４８号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目99番地　202
債務者　古波津里美
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２７年（フ）第８３号
青森県八戸市長苗代２丁目22番６号　小長根荘３号室
債務者　澤田　裕平
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２７年（フ）第８６号
青森県八戸市柏崎６丁目16番18号　みどり荘３号
債務者　松村　　正
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２７年（フ）第４８７号
仙台市青葉区宮町５丁目３番30一102号
債務者　前田　裕史
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２７年（フ）第４９１号
仙台市太白区富沢２丁目17番13号
債務者　東海林節枝
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２７年（フ）第５０３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目11番地　鶴ケ谷第二市営住宅５Ｂ１棟307、従前の住所仙台市泉区松森字陣ケ原49番地　ディアス・ナガノ101
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２７年（フ）第３４号
秋田県仙北郡美郷町野中字下明子216番地７
債務者　高橋　里美
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
秋田地方裁判所大曲支部
平成２７年（フ）第８７号
福島市下鳥渡字八幡塚29番地の１　サンコーポラス信夫１号棟507
債務者　松本　房江（旧姓朝倉）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福島地方裁判所
平成２７年（フ）第３０号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字小山下36番地３　町営住宅小山下北団地14号室
債務者　関川　欽也
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福島地方裁判所白河支部破産係
平成２７年（フ）第２２１号
茨城県笠間市市野谷1370番地
債務者　若林　英司
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
水戸地方裁判所
平成２７年（フ）第２２８号
茨城県笠間市旭町215番地３　皆川住宅６号
債務者　栗林　房代（旧姓江幡）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
水戸地方裁判所